

## (登録料の納付期限の特例)

**第四十八条の十一 国際実用新案登録出願の第一年から第三年までの各年分の登録料の納付について**は、**第三十二条第一項中「実用新案登録出願と同時」とあるのは、「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内(第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで)」とする。**

## (実用新案技術評価の請求の時期の制限)

**第四十八条の十一の二 国際実用新案登録出願に係る**

## (拒絶理由の特例)

**第四十八条の十一 外国語実用新案登録出願の拒絶の査定については、第十一条中「次の各号の一に該当するとき」とあるのは、「第四十八条の四第一項の国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の同条第四項の出願翻訳文若しくは同条第一項の国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載されている考案以外の考案についてされているとき(これを理由とする登録異議の申立てがあつた場合に限る。)又は実用新案登録出願が次の各号の一に該当するとき」とする。**

実用新案技術評価の請求については、第十二条第一

項中「何人も」とあるのは、「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後、何人も」とする。

(外国語実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判)

第四十八条の十二 外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の出願翻訳文又は国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載されている考案についてされたときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

(国際実用新案登録出願固有の理由に基づく実用新案登録の無効の審判)

第四十八条の十二 日本語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面に記載されている考案以外の考案についてされたとき又は外国語実用新案登録出願に係る実用新案登録が国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲若しくは図面(図面の中の説明に限る。)及びこれらの書類の出願翻訳文若しくは国際出願日における国際出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載されている考案以外の

考案についてされたときは、その実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができる。

- 2| 外国語実用新案登録出願に係る実用新案技術評価の請求については、第十二条第三項ただし書中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」とする。
- 3| 外国語実用新案登録出願に係る訂正については、第十四条の二第一項ただし書及び第二項ただし書中「第三十七条第一項」とあるのは、「第三十七条第一項又は第四十八条の十二第一項」とする。
- 4| 第三十七条第一項後段、第二項及び第三項の規定は、第一項の審判に準用する。
- 5| 第一项の審判については、第三十九条第二項中「

第三十七条第一項」とあるのは「第三十七条第一項若しくは第四十八条の十二第一項」と、第四十一条において準用する特許法第二百三十二条第一項、第二百四十五条第一項、第二百六十七条及び第二百六十九条第一項並びに第四十五条において準用する同法第二百七十四条第二項中「第二百二十三条规定する同法第二百五十五条第三項中「第二百二十三条第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項又は第二百二十九条中「第二百二十九条第一項若しくは第二百二十九条の二第一項」と、並びに第二百二十九条第一項若しくは第二百二十九条の二第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項」である。」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項又は第二百二十九条中「第二百二十九条第一項若しくは第二百二十九条の二第一項」と、第二百二十九条第一項若しくは第二百二十九条の二第一項」とあるのは「実用新案法第三十七条第一項若しくは第二百二十九条第一項若しくは第二百二十九条の二第一項」とする。

(特許法の準用)

(特許法の準用)

## 第四十八条の十三（第一項略）

(削除)

## 2 (略)

(削除)

## 3 (略)

の効果)の規定は、国際实用新案登録出願についての国際公開及び国内公表に準用する。

3 特許法第百八十四条の九第六項及び第百八十四条の十一の二の規定は、国際实用新案登録出願に準用する。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

## 第四十八条の十四（第一項から第四項まで略）

5 前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての手続の補正については、第二条

## 第四十八条の十三（第一項略）

2 特許法第百八十四条の十一（補正の特例）の規定は、国際实用新案登録出願の補正に準用する。

3 特許法第百八十四条の十一の二（発明の新規性の喪失の例外の特例）の規定は、国際实用新案登録出願に準用する。

(決定により実用新案登録出願とみなされる国際出願)

## 第四十八条の十四（第一項から第四項まで略）

5 第四十八条の七及び特許法第百八十四条の十六第五項（決定により特許出願とみなされる国際出願）

の二第一項ただし書中「実用新案登録出願の日」とあるのは、「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日」とする。

の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の七第一項中「国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、同項及び同条第二項中「国内処理基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と読み替えるものとする。

6 第四十八条の四第四項、第四十八条の六、第四十八条の七、第四十八条の八第一項及び第三項、第四十八条の十一から第四十八条の十二まで並びに特許法第一百八十四条の三第二項、第一百八十四条の九第六項、第一百八十四条の十一第一項及び第三項並びに第一百八十四条の十一の二の規定は、前項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願に準用する。この場合において、第四十八条の四第四項、第四

6 第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願についての出願公開については、第十三条の二第一項中「実用新案登録出願の日」（第七条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、同項に規定する先の出願の日、第九条第一項において準用する特許法第四十三条第一項の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願にあつては、最初の出願若しくはパリ条約第

十八条の六、第四十八条の七第一項及び第四十八条の十二第一項中「国際出願日」とあり、並びに第十八条の八第三項中「第四十八条の四第一項の国際出願日」及び「同条第一項の国際出願日」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日」と、第四十八条の四第四項中「国内書面提出期間が満了した時（国内書面提出期間内に出願人が国内処理の請求をしたときは、その国内処理の請求の時。以下「国内処理基準時」という。）における第一項又は前項に規定する翻訳文」とあるのは「第四十八条の十四第二項の規定により提出された翻訳文」と、第四十八条の七第一項及び第二項中「国内処理基準時の属する日まで」とあるのは「通商産業省令で定める期間内」と、第四十八条の八第一項中「及び第九条第二項の規定は」とあるのは「の規定は」と、同条第三項中「と

四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の日、第七条の二第一項又は第九条第一項において準用する同法第四十三条第一項の規定による二以上の優先権の主張を伴う实用新案登録出願については、当該優先権の主張の基礎とした出願の日（うち最先の日）」とあるのは、「第四十八条の四第一項の優先日」とする。

「実用新案掲載公報の発行が」とあるのは「実用新案掲載公報の発行又は千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約第二十一条に規定する国際公開が」とする」とあるのは「とする」と、第四十八条の十一中「第四十八条の四第一項に規定する国内書面提出期間内（第四十八条の四第三項ただし書に規定する国内処理の請求をした場合にあつては、その国内処理の請求の時まで）」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の日から通常産業省令で定める期間内」と、第四十八条の十一の二中「第四十八条の四第四項に規定する国内処理基準時を経過した後」とあるのは「第四十八条の十四第四項に規定する決定の後」と、同法第一百八十四条の十一第一項中「日本語特許出願については第一百八十四条の五第一項の規定による手続をしきつては第一百八十四条の五第一項の規定による手続をしきつては第一百八十五条第二項の規定により納付すべ

き手数料を納付した後、外国語特許出願については  
第一百八十四条の四第一項及び第一百八十四条の五第一  
項の規定による手続をし、かつ、第一百九十五条第二  
項の規定により納付すべき手数料を納付した後であ  
つて国内処理基準時を経過した後とあり、及び同  
法第一百八十四条の十一の二中「国内処理基準時の属  
する日後」とあるのは「实用新案法第四十八条の十  
四第四項に規定する決定の後」と、同法第一百八十四  
条の十一第三項中「第一百八十四条の四第一項の國際  
出願日」及び「同条第一項の國際出願日」とあるの  
は「实用新案法第四十八条の十四第四項に規定する  
國際出願日となつたものと認められる日」と読み替  
えるものとする。

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

(第二項略)

(二)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十四条の二(第二項、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第二項(第四十八条の十二第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条に

(実用新案登録証の交付)

第五十条 特許庁長官は、実用新案権の設定の登録があつたとき、又は願書に添附した明細書若しくは図面の訂正をすべき旨の審決が確定した場合において、その登録があつたときは、実用新案権者に対し、実用新案登録証を交付する。

(第二項略)

(二)以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての特則

第五十条の二 二以上の請求項に係る実用新案登録又は実用新案権についての第十二条第三項(第十三条の三第四項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項第一号、第三号若しくは第五号、第二十六条において準用する特許法第九十七条第一項若しくは第九十八条第一項第一号、第三十四条第一項第三号、第三十七条第二項(第四十八条の十二第四項において準用する場合を含む。)、第四十一条に

おいて準用する同法第百二十五条、第四十一条において、若しくは第四十五条において準用する同法第一百七十四条第二項において、それぞれ準用する同法第一百三十二条第一項、第四十四条、第四十五条において準用する同法第百七十六条、第四十九条第一項第一号又は第五十三条第二項において準用する同法第一百九十三条第二項第五号の規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

準用する特許法第百十一一条第一項第二号、第三十七条第二項（第四十条第二項及び第四十八条の十二第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条第四項、第四十一条において準用する特許法第一百二十五条、第四十四条、第四十五条において準用する特許法第百七十六条、第四十九条第一項第一号、第五十三条第二項において準用する特許法第一百九十三条第二項第五号若しくは特許法第八十条第一項第二号、第四号若しくは第五号又は次の表の第一欄に掲げる規定において、同欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定において若しくは同表の第二欄に掲げる規定において準用する同表の第三欄に掲げる規定においてそれぞれ準用する同表の第四欄に掲げる規定の適用については、請求項ごとに実用新案登録がされ、又は実用新案権があるものとみなす。

第四十五条	第四十一条	第四十一条	第二欄
一項 七十四条第 特許法第百			第二欄
三項 五十九条第 特許法第百	三第三項 六十一條の 特許法第百	三項 五十九条第 特許法第百	第三欄
第三項 五十二条 特許法第			第四欄

す。

第四十八条 の十三第二 八十四条の 項	特許法第百 十第二項	特許法第六 十五条の三
第四十五条 条	特許法第百 七十四条第 三項	特許法第 百三十二 条第一項

(実用新案公報)

第五十三条 (第一項略)

2 特許法第百九十三条第二項(第五号及び第七号から第九号までに係る部分に限る。)の規定は、実用新案公報に準用する。この場合において、同項第七

(実用新案公報)

第五十三条 (第一項略)

2 特許法第百九十三条第二項(特許公報の掲載事項

号中「確定審決（第二百二十三條第一項若しくは第二百二十六條第一項の審判又はその確定審決に対する再審において明細書又は図面の訂正がされた場合にあつては、審判又は再審の確定審決並びに訂正した明細書に記載した事項及び図面の内容）」とあるのは「確定審決」と読み替えるものとする。

（手数料）

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

（手数料）

第五十四条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第九条第二項において準用する特許法第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

一 第二条の五第一項において準用する特許法第五条第一項の規定若しくは第三十二条第三項の規定による期間の延長又は第二条の五第一項において準用する同法第五条第二項の規定による期日の変更

更を請求する者

を請求する者

二 第十一條第二項において準用する特許法第三十

四条第四項の規定により承諾の届出をする者

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 次条第一項において準用する特許法第百八十六

条の規定により証明を請求する者

五 次条第一項において準用する特許法第百八十六

条の規定により書類の原本又は抄本の交付を請求

する者

六 次条第一項において準用する特許法第百八十六

条の規定により書類の閲覧又は臚写を請求する者

七 次条第一項において準用する特許法第百八十六

条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープを

もつて調製した部分に記録されている事項を記載

した書類の交付を請求する者

(第二項略)

(第二項略)

三 実用新案登録証の再交付を請求する者

四 次条第四項において準用する特許法第百八十六

条の規定により証明を請求する者

五 次条第四項において準用する特許法第百八十六

条の規定により書類の原本又は抄本の交付を請求

する者

六 次条第四項において準用する特許法第百八十六

条の規定により書類の閲覧又は臚写を請求する者

七 次条第四項において準用する特許法第百八十六

条の規定により実用新案原簿のうち磁気テープを

もつて調製した部分に記録されている事項を記載

した書類の交付を請求する者

(削除)

- 3| 実用新案登録出願人でない者が出願審査の請求をした後において、当該実用新案登録出願の願書に添付した明細書についてした補正又は補正の却下により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかわらず、実用新案登録出願人が納付しなければならない。
- 4| 前二項の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。
- 4| 第一項及び第二項の手数料の納付は、通商産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。
- 5| (略)
- 6| (略)
- 7| 特許法第百九十五条の二（出願審査の請求の手数料の減免）の規定は、実用新案技術評価の請求の手
- 8| 特許法第百九十五条の二（出願審査の請求の手数料の減免）の規定は、実用新案登録出願についての

数料に準用する。

出願審査の請求の手数料に準用する。

(特許法の準用)

第五十五条

第五十五条 特許法第三条から第五条まで（期間及び期日）の規定は、この法律に規定する期間及び期日に準用する。

2 特許法第六条から第二十四条まで及び第一百九十四条（手続）の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。

3 特許法第二十五条（外国人の権利の享有）の規定は、実用新案権その他実用新案登録に関する権利に準用する。

1 特許法第一百八十六条（証明等の請求）の規定は、実用新案登録に準用する。

2 (略)

5 (略)

3 特許法第百九十四条の規定は、手続に準用する。

この場合において、同条第二項中「審査」とあるのは、「实用新案法第十二条第一項に規定する实用新案技術評価」と読み替えるものとする。

4 特許法第二百九十五条の三（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている处分に準用する。

5 特許法第二百九十五条の三（行政不服審査法による不服申立ての制限）の規定は、この法律の規定による補正の却下の決定、査定、審決及び審判又は再審の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている

处分に準用する。

#### 第九章 刑則

##### （侵害の罪）

第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三百万元以下の罰金に処す

#### 第八章 罰則

##### （侵害の罪）

第五十六条 実用新案権又は専用実施権を侵害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処す

る。

(削除)

- 2 第十二条第一項の権利又は第四十一条において準用する特許法第百五十九条第三項若しくは第一百六十一条の三第三項において、若しくは第四十五条において準用する特許法第百七十四条第一項において準用する同法第百五十九条第三項において、それぞれ準用する同法第五十二条第一項の権利を侵害した者は、当該実用新案権の設定の登録があつたときは、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
- 3 前二項の罪は、告訴をまつて論ずる。

(詐欺の行為の罪)

- 第五十七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(詐欺の行為の罪)

- 第五十七条 詐欺の行為により実用新案登録又は審決を受けた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

る。

(虚偽表示の罪)

第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第五十九条 (第一項略)

2 前項の罪を犯した者が事件の審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(虚偽表示の罪)

第五十八条 第五十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(偽証等の罪)

第五十九条 (第一項略)

2 前項の罪を犯した者が事件の査定又は審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(秘密を漏らした罪)

第六十条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した実用新案登録出願中の考案に関する秘密を漏らし、又は盜用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

## (罰則規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十六条第一項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科す。

## (過料)

第六十二条 第四十一条において、又は第四十五条において準用する特許法第一百七十四条第二項において準用する同法第一百五十二条において準用する民事訴訟法第二百六十七条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

## (罰則規定)

第六十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第五十六条第一項若しくは第二項、第五十七条又は第五十八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、各本条の罰金刑を科す。

## (過料)

第六十二条 第四十一条において、第十三条において準用する特許法第五十九条において、第四十一条において準用する特許法第一百六十二条の三第三項において準用する同法第五十九条において、又は第四十五条において準用する特許法第一百七十四条第一項から第四項までにおいて、それぞれ準用する同法第一百五十二条において準用する民事訴訟法第二百六十七条において準用する民事訴訟法第二百六十七

条第二項又は第三百三十六条の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、五千円以下の過料に処する。

第六十三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第六十三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、五千円以下の過料に処する。

第六十四条 証拠調又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

第六十四条 証拠調又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、五千円以下の過料に処する。

別表（第五十四条関係）

三 第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	二 第四十八条の五第一項の規定による手続をるべき者	一 実用新案登録出願をする者	納付しなければなら ない者	金 額
円 一件につき一万四千	円 一件につき一万四千	円 一件につき一万四千	なし	円 一件につき一万四千

別表（第五十四条関係）

三 第四十八条の十四第一項の規定により申出をする者	二 第四十八条の五第一項の規定による手続をるべき者	一 実用新案登録出願をする者	納付しなければなら ない者	金 額
円 一件につき一万七千	円 一件につき一万七千	円 一件につき一万七千	なし	円 一件につき一万七千

			四 実用新案技術評価の 請求をする者
者	六 第二十六条において 準用する特許法第七 十一条第一項の規定 により判定を求める	五 明細書又は図面の訂 正をする者	一 件につき四万二千 円に一請求項につき 三百円を加えた額

			四 出願審査の請求をする者
者	六 第二十六条において 準用する特許法第七 十一条第一項の規定 により判定を求める	五 登録異議の申立て( 請求公告に係る異議 の申立てを含む。)を する者	一 件につき四万六千 五百円に一請求項につ き五百円を加えた額

			七 裁定を請求する者 一件につき五万五千	
十 審判又は再審への参 加を申請する者	九 審判又は再審を請求 する者	八 裁定の取消しを請求 する者	一件につき二万七千 五百円	円
円	一件につき四万九千 五百円に一請求項に つき五千五百円を加 えた額	五百円に一請求項に つき五千五百円を加 えた額	一件につき二万七千 五百円	円
十 審判又は再審への参 加を申請する者	九 審判又は再審を請求 する者	八 裁定の取消しを請求 する者	一件につき二万七千 五百円	円
円	一件につき四万九千 五百円に一請求項に つき五千五百円を加 えた額	五百円に一請求項に つき五千五百円を加 えた額	一件につき二万七千 五百円	円